第 2 4 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした各決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

第 3に掲げる各決定(以下これらを「本件各処分」という。)に対する審査請求(以下これらを「本件各審査請求」という。)は、いずれも審査請求人が、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づいて実施機関に対して行った、特別支援学校や各幼稚園の平成25年度の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の請求に対する一部公開決定に係るものであり、いずれの審査請求においても、本件各処分の対象となる個別の教育支援計画及び個別の指導計画の公開を求めるものであり、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過は、次のとおりである。

	7 不打「福豆明水に工る底地は、人のこれの)である。					
	審査請求に至る経過					
審査請求①	公開請求日	平成26年 5月 7日				
	請求内容	平成25年度 個別の教育計画、個別の指				
		導計画(事例検討資料、相談記録を含む)				
		(特別支援学校に在籍する児童、生徒 小				
		中学年各学年 1人)				
	決定通知日	平成26年 6月 4日				
	特定した行政	請求に係る次に掲げる各文書(以下「本				
	文書の名称	件行政文書①」という。)				
		・個別の教育支援計画				
		・平成25年度「個別の指導計画」				
		・個別の指導計画と指導記録 平成25年度				
	決定内容	一部公開決定				
	一部を公開し	本件行政文書①には、児童の状況など個				
	ない理由	人のプライバシーに関することが記載され				
		ており、これらの情報は特定の個人を識別				
		することができるもの(他の情報と照合す)				
		ることにより、特定の個人を識別すること				
		ができることとなるものを含む。)のうち				
		通常他人に知られたくないと認められるも				
		の、または、特定の個人を識別することは				
		できないが、公にすることにより、なお個				

		人の権利利益を害するおそれがあるものが
		あるため。
	審査請求日	平成26年 6月 9日
審査請求②	公開請求日	平成26年 5月30日
	請求内容	各幼稚園の平成25年度個別の教育支援計
	HU4141 17 I	画、個別の指導計画(各園 1人分)
	決定通知日	平成26年 6月30日
	特定した行政	請求に係る次に掲げる各文書(以下「本
	文書の名称	件行政文書② という。)
		・平成25年度 二城幼稚園の個別の教育支
		援計画
		・平成25年度 第二幼稚園、第一幼稚園、
		はとり幼稚園、神の倉幼稚園、植田幼稚
		園の個別の指導計画
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開し	本件行政文書②には、個人の氏名、身体
	ない理由	的特徴、家庭状況等が記載されており、こ
	なく注曲	れらの情報は特定の個人を識別することが
		できるもの(他の情報と照合することによ
		り、特定の個人を識別することができるこ
		ととなるものを含む。)のうち通常他人に
		知られたくないと認められるもの、また
		は、特定の個人を識別することはできない
		が、公にすることにより、なお個人の権利
		利益を害するおそれがあるものがあるた
		物温を自分ではなるにないがあるのがあるた め。
	審査請求日	平成26年 7月22日
審査請求③	公開請求日	平成26年 7月22日 平成26年 6月10日
街里明小し	請求內容	平成25年度 各学校、幼稚園に対する開
	明八八八	示請求 事例検討資料、相談記録
	決定通知日	平成26年 7月24日
	特定した行政	事例検討資料(特別支援学校が作成した
	文書の名称	・事例候別員科(特別文後子校が作成した もの)に関する資料(以下「本件行政文書
	入音の石が	3 という。)
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開し	本件行政文書③には、個人の氏名、身体
	ない理由	本件行政文音のには、個人の氏石、牙体 的特徴、家庭状況等が記載されており、こ
	ない连田	わらの情報は特定の個人を識別することが
		できるもの(他の情報と照合することによ
		り、特定の個人を識別することができるこ
		ととなるものを含む。) のうち通常他人に
		ここなるものを占む。
		め。
	審査請求日	- め。 - 平成26年 9月 9日
	街旦胡水口	十八人10十 3万 3日

第 4 審査請求人の主張

- 1 本件各審査請求の趣旨 本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由条例第7条第1項第1号に該当しない。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書について
 - (1) 本件行政文書①及び②について

個別の教育支援計画には、児童生徒の氏名、性別、生年月日、保護者氏名、障害名、愛護手帳・身体障害者手帳の有無及び等級、長期目標、進路希望、関係機関による支援、評価及び今後の課題等の情報が記載されている。

個別の指導計画には、氏名、組名、現在の状態、本人・保護者の願い、 年間目標、指導目標、指導の手立て、学習の状況、家庭での様子、学校で の配慮事項等の情報が記載されている。

(2) 本件行政文書③について

本件行政文書③は、各特別支援学校が事例検討会、学習会等において利用した資料であり、個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下これらを「個別の教育支援計画等」という。)を基に作成したものと、個別の支援計画等を作成するにあたり、学校が保護者の希望を調査したもので構成されている。

また、本件行政文書③は、事例検討会、学習会等を通して、児童生徒へのより良い指導及び支援についての話合いや日々の指導に生かされている。

- 2 上記、本件行政文書①、②及び③(以下、「本件各行政文書」という。)は、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第1項第1号に該当する。
- 3 また、個別の教育支援計画等は、障害のある児童生徒の成長記録や指導内

容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが文部科学省からも求められており、みだりに他人に見せたり渡したりしない旨を保護者に説明し、協力して作成している。

そのため、第三者に個別の教育支援計画等の内容を公開することは、築いてきた保護者との信頼関係を損なうことになり、計画の作成に支障をきたすだけでなく、保護者と学校が協力して児童生徒の教育に当たることが不可能になるおそれがあることから児童生徒の不利益にもつながる。

したがって、個別の教育支援計画等を公開することは、学校運営の大きな 支障にもなる。

第6 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

本件各行政文書は、特別支援学校及び幼稚園における個別の教育支援計画 等及び事例検討資料であり、実施機関が上記第 5 1で主張したとおりの情報 (以下「本件非公開情報」という。)が記載されていると認められる。

4 条例第7条第1項第1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件非公開情報は、障害を有する児童生徒の氏名のほか、障害の実態及 び児童生徒本人や保護者の願い、関係機関による支援の内容等で具体的か つ詳細に記載されている。

障害を有する児童生徒の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であることは明らかである。

また、障害の実態及び児童生徒本人や保護者の願い等、それ自体では特定の個人が識別される情報とはいえない情報についても、児童の日常の様子や当該特別支援学校の児童数等を照合することにより、特定の個人を識別することができると認められる。

- (3) 次に、本件非公開情報は、児童生徒本人の障害に関する情報であり、プライバシー性が高い情報といえ、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。
- (4) そして、審査請求人の主張は、条例第7条第1項第1号に該当しないとするものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。
- (5) したがって、本件非公開情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。
- 5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

	工作地						
審査請求	年	月	日	処	理	経	副
審査請求①	平成26	年 8	8月 8日	諮問書の)受理		
		ç	月30日	実施機関	に弁明意	見書を提	出するよう
				通知			
		12	2月 3日	実施機関	の弁明意	見書を受	理
		12	2月18日	審査請求	人に弁明	意見書の	写しを送付
				併せて、	弁明意見	.書に対す	る反論があ
				るときは反	論意見書	を、口頭	での意見陳
				述を希望す	る場合は	意見陳述	申出書を提
				出するよう	通知		
	平成31	年 1	月17日	調査審議	i i		
	(第14	口					
	第 1	小委	員会)				
	令和元	年 5	月 24 日	調査審議	i i		
	(第17	口					
	第 1	小委	員会)				

	_	<i>kk</i> r
	7月 5日	答申
審査請求②	平成26年 9月30日	諮問書の受理
	10月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう
		通知
	12月 3日	実施機関の弁明意見書を受理
	12月18日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付
		併せて、弁明意見書に対する反論があ
		るときは反論意見書を、口頭での意見陳
		述を希望する場合は意見陳述申出書を提
		出するよう通知
	平成31年 1月17日	調査審議
	(第14回	
	第 1小委員会)	细木 宏発
	令和元年 5月24日 (第17回	調査審議
	7月 5日	答申
審査請求③	平成26年11月18日	 諮問書の受理
	平成27年 2月 9日	□ 実施機関に弁明意見書を提出するよう
	1 794= 1 = 74 = 11	通知
	3月13日	実施機関の弁明意見書を受理
	3月25日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付
		併せて、弁明意見書に対する反論があ
		るときは反論意見書を、口頭での意見陳
		述を希望する場合は意見陳述申出書を提
		出するよう通知
	平成31年 1月17日	調査審議
	(第14回	
	第 1小委員会)	细大 党举
	令和元年 5月24日 (第17回	調査審議
	(第17回 第 1小委員会)	
	7月 5日	答申
	17 11	H '

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久